

○習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例施行規則

平成17年6月23日

教委規則第6号

改正 平成18年11月24日教委規則第15号

平成20年12月25日教委規則第10号

平成22年7月29日教委規則第4号

平成24年3月30日教委規則第6号

平成28年3月31日教委規則第5号

平成28年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市教育委員会が所管する公の施設に係る習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 教育委員会は、条例第2条に規定する指定管理者の公募をする場合には、その旨を公告し、又は広報紙若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講じるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条第1項に規定する教育委員会規則で定める申請書は、習志野市公の施設に係る指定管理者指定申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第3条第1項に規定するその他教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 申請資格を有していることを証する書類

ア 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人でないものにあつては団体の代表者の身分証明書

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

ウ 国税及び地方税の納税証明書（公募を行つた日以降に発行されたもの）又は納税義務がない場合はその理由を記載した申立書

(2) 管理を行う公の施設の事業計画書（別記第2号様式）

- (3) 管理に係る収支計算書（別記第3号様式）
- (4) 当該団体の経営状況を証明する次に掲げる書類
 - ア 前事業年度の損益計算書その他これらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体に限る。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表、財産目録その他これらに相当する書類（作成している団体に限る。）
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を新たに開始する団体に限る。）
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類その他これらに相当する書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類
（指定管理者の候補者の選定）

第4条 条例第4条の規定による指定管理者の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当する団体は選定しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体
- (3) 国税又は地方税を滞納している団体
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体
- (5) 暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用し、又は暴力団員等の利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその

事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体（当該団体の代表者等が、他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがある場合を含む。）

ア 暴力団員等である者

イ 暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に対して利益となる活動を行う者

ウ 暴力団等と密接な交際をしている者

エ 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者である者

オ 破産者で復権を得ないもの

（平22教委規則4・一部改正）

（指定管理者候補者選定委員会の設置）

第5条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会（この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育長、副教育長、学校教育部長、生涯学習部長、政策経営部長、総務部長その他教育長が選任する職員をもつて組織する。

3 選定委員会は、候補者の公平かつ適正な選定を行うため必要があると認めるときは、選定委員会に学識経験者その他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（平24教委規則6・平28教委規則6・一部改正）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

第6条 条例第5条第1項第1号に規定する当該施設の性質、目的、規模及び機能により公募することが適さないと認められる場合は、次のとおりとする。

（1）当該施設の管理運営を行う団体として、その構成員を市が募集したり、地縁団体等に働きかけを行つた等の経過のある団体を、当該施設の指定管理者としようとする場合

(2) 当該施設の事業内容に鑑み、事業の継続性や現在の指定管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定により委託されたものを含む。）の実績等から、現在の指定管理者を引き続き指定することが最適であると客観的に認められる場合

(3) 当該施設の性質に鑑み、特に地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上、効率化、地域の活性化等の事業効果が相当程度期待できる場合

(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の適用施設につき、一定期間施設の管理運営をする団体を指定しようとする場合

（選定結果の通知）

第7条 条例第4条又は第5条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を習志野市公の施設に係る指定管理者候補者選定通知書（別記第4号様式）又は習志野市公の施設に係る指定管理者候補者不指定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（平18教委規則15・一部改正）

（指定の通知）

第8条 教育委員会は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、習志野市公の施設に係る指定管理者指定通知書（別記第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

（事業報告書）

第9条 条例第8条の規定による事業報告書は、管理する公の施設に関する事業報告書（別記第7号様式）による。

（指定の取消し等）

第10条 教育委員会は、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止をするときは、習志野市公の施設に係る指定管理者取消通知書（別記第8号様式）又は習志野市公の施設に係る指定管理者管理業務停止命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

（委任）

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 24 日教委規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日教委規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 22 年 7 月 29 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第3条第1項)

年 月 日

習志野市教育委員会 あて

所在地
申請者 団体名
代表者 印
電 話

習志野市公の施設に係る指定管理者指定申請書

下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。なお、申請者の概要は別紙のとおりであり、習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に規定する各要件を充足していることを申し添えます。

記

1 公の施設の名称

2 提出書類

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 管理に係る収支計画書(別記第3号様式)
- (4) 経営状況を証明する書類

別紙

申請者の概要

名 称	
団 体 の 種 別	
主たる事務所	〒 電話 FAX
代 表 者	住所 氏名
目 的 ・ 事 業
資本金又は基礎財産等の額	円
設 立	年 月 日
指 定 管 理 者 としての実績 (他の地方公共団体 での実績を含む)	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
備 考	

第2号様式(第3条第2項第2号)

管理を行う公の施設の事業計画書

下記の公の施設に係る、指定管理者の指定を受けようとする団体として、下記のとおり事業を計画しております。

記

団体名、代表者名及び団体所在地	団体所在地 団体名 代表者名	
施設の管理運営を行うにあつての経営方針及び意欲について	魅力ある施設とするために	魅力ある施設として、多くの市民に利用されるためには、どのような管理運営を行う計画ですか。
	市民の意見反映について	当該施設の効率的な管理運営のため、市民の意見をどのように取り入れる計画ですか。
	事業の広報について	当該施設で行う事業等を市民にどのように広報を行う計画ですか。
	その他の事項	貴団体の運営方針など、アピールしたいことがあれば記入してください。
施設の管理運営体制について	職員の配置、採用及び研修計画について	
	経理事務を行う上で留意する事項について	

	施設・設備の維持管理について	清掃、機械警備、植栽管理等の保守管理予定を詳しく記入してください。
個人情報の保護の措置について		個人情報の保護にあたってどのような方針で管理運営を行いますか。
緊急時の対応について		防犯、防災その他緊急時の対応について記入してください。
その他、公の施設の管理に必要な事項	事業の実施計画	
	自主事業の実施計画	指定管理者が独自に企画運営して実施する自主事業について、計画を記載してください。
	その他の事項	
	当該施設の管理に関する予算書	別添のとおり

第3号様式(第3条第2項第3号)

管理に係る収支計算書(年度)

1 収益の部 (単位:千円)

大科目	小科目	金額	内訳
料金収入	利用料金		
管理料収入	指定管理料		
自主事業収入	受講料		
その他	管理者負担金		
収入の部	合計 (ア)		

2 費用の部 (単位:千円)

大科目	小科目	金額	内訳
維持管理費	事務消耗品費		
	印刷製本費		
	通信運搬費		
	光熱水費		
	修繕費		
	賃借料		
	委託料		
人件費	給料		
	賞与		
	諸手当		
	職員研修費		
	労務費・健診費		
	社会保険料		
自主事業費	自主事業実施費		
その他			
支出の部	合計 (イ)		

3 収支差額 (単位:千円)

(ア) - (イ)		
-----------	--	--

第4号様式(第7条)

習志野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

習志野市公の施設に係る指定管理者候補者選定通知書

様

習志野市教育委員会 印

年 月 日付けの習志野市公の施設にかかる指定管理者指定申請について、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり指定管理者の候補者として選定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

第5号様式(第7条)

習志野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

習志野市公の施設に係る指定管理者候補者不指定通知書

様

習志野市教育委員会 印

年 月 日付けの習志野市公の施設に係る指定管理者指定申請について、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定による審査の結果、下記の理由により選定しないこととしました。よつて、指定管理者として指定はしないこととなりましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 理 由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に習志野市(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第6号様式(第8条)

習志野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

習志野市公の施設に係る指定管理者指定通知書

様

習志野市教育委員会 印

習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、貴団体を下記の公の施設に係る指定管理者に指定しましたので通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

なお、速やかに当該施設の管理に関する協定の締結に応じられますよう要請いたします。

第7号様式(第9条)

年 月 日

習志野市教育委員会 あて

所在地
指定管理者 団体名
代表者 印
電 話

管理する公の施設に関する事業報告書

指定管理者として管理する下記の公の施設について、 年度の事業報告書を提出します。

記

1 公の施設の名称

管理業務の実施状況	
利用の状況	
管理に係る経費の収支状況	別紙のとおり
その他、管理の実態を把握するために報告を求められた事項	

別紙

年度管理に係る経費の収支状況
自 年 月 日 至 年 月 日

1 収益の部 (単位：千円)

大科目	小科目	金額	内 訳
料 金 収 入	利 用 料 金		
管 理 料 収 入	指 定 管 理 料		
自 主 事 業 収 入	受 講 料		
そ の 他	管 理 者 抛 出 金		
	前 年 度 繰 越 金		
収入の部	合計 (ア)		

2 費用の部 (単位：千円)

大科目	小科目	金額	内 訳
維 持 管 理 費	事 務 消 耗 品 費		
	印 刷 製 本 費		
	通 信 運 搬 費		
	光 熱 水 費		
	修 繕 費		
	賃 借 料		
	委 託 料		
人 件 費	給 料		
	賞 与		
	諸 手 当		
	職 員 研 修 費		
	労 務 費 ・ 健 診 費		
	社 会 保 険 料		
自 主 事 業 費	自 主 事 業 実 施 費		
そ の 他			
支出の部	合計 (イ)		

3 収支差額 (単位：千円)

(ア) - (イ)		
-----------	--	--

第8号様式(第10条)

習志野市教育委員会達 第 号

年 月 日

習志野市公の施設に係る指定管理者取消通知書

様

習志野市教育委員会 印

習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、貴団体を下記の公の施設に係る指定管理者とする指定を取り消しましたので、ここに通知します。

記

1 公の施設の名称

2 取消し理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に習志野市(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第9号様式(第10条)

習志野市教育委員会達 第 号

年 月 日

習志野市公の施設に係る指定管理者管理業務停止命令書

様

習志野市教育委員会 印

習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、貴団体が行う下記の公の施設に係る指定管理者の業務の停止を命じます。

記

1 公の施設の名称

2 業務停止の内容

3 業務停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に習志野市(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

別記第 1 号様式 (第 3 条第 1 項)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 一部改正)

第 2 号様式 (第 3 条第 2 項第 2 号)

第 3 号様式 (第 3 条第 2 項第 3 号)

第 4 号様式 (第 7 条)

(平 1 8 教委規則 1 5 ・ 一部改正)

第 5 号様式 (第 7 条)

(平 1 8 教委規則 1 5 ・ 平 2 8 教委規則 5 ・ 一部改正)

第 6 号様式 (第 8 条)

第 7 号様式 (第 9 条)

(平 1 8 教委規則 1 5 ・ 一部改正)

第 8 号様式 (第 1 0 条)

(平 2 8 教委規則 5 ・ 一部改正)

第 9 号様式 (第 1 0 条)

(平 2 8 教委規則 5 ・ 一部改正)